

(公課の禁止)
第九条 租税その他の公課は、第七条第一項の給付金(事業主に対し支給するものを除く。)を標準として課することができない。

(公共事業についての配慮)
第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る)(以下この条において「国等」という)自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう)に対する国等の機関又は地方公共団体等を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等(これらとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を実行する者を含む)に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

附則抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。
この法律は、令和十年六月三十日限り、その手帳所持者である者に関する限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に有する。

附則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和五三年一月一八日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年一二月一八日法律第六四号)抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年四月二五日法律第二七号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第六条の規定による改正前の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(以下この条において「旧法」という)第四条

第四項及び第七条から第九条までの規定は、施行日前に旧法第四条第一項の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けた者については、な

おその効力を有する。

旧法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する旧法第七条第一項の給付金は、第六条の規定による改正後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(以下この条に

おいて「新法」という)第七条第一項の規定による給付金とみなして、新法第六条の二第一項の規定により読み替えて適用する新法第四条第四項並びに新法第八条及び第九条の規定を適用する。

(政令への委任)
附則 (昭和五八年五月一六日法律第三四号)抄

この附則に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
附則 (昭和五九年五月八日法律第二五号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年五月一六日法律第三四号)抄

この附則に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
附則 (昭和五九年五月八日法律第二五号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年五月八日法律第二五号)抄

(施行期日)

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和五九年五月八日法律第二五号)抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年六月八日法律第五六号)抄

関の長(以下「海運支局長等」という)がした処分等とみなす。

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年六月三日法律第六七号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成九年五月九日法律第四五号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五九年一二月二五日法律第七一号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五九年一二月二五日法律第七一号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年六月八日法律第五六号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第九十九条の改正規定、同条を第九十八条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第十条、附則第十五条及び附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三一日法律第二三号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一一六〇号)抄

附則 (昭和六三年五月六日法律第二五号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年六月三日法律第六七号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成九年一二月一九日法律第一一六〇号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成九年一二月一九日法律第一一六〇号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

附 則（平成二二一年五月一二日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一項改正に伴う経過措置）

第三十三条 旧船保受給資格者であつて、施行日において現に国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第五条第一項に規定する手帳所持者であるもの（施行日において同法第四条第一項に規定する手帳の発給を受けることができる者を含む。）に係る前条の規定による改正前の同法第十二条の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一三年四月二十五日法律第三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。
（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこ

れに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附 則（平成一四年六月一九日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年四月二十五日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一八日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年五月一六日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年四月一三日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月六日法律第七一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十年法律第八十九号）別表第一第一十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用

の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「平成十年法律第四十六号」）の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定

附 則（令和五年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十年法律第八十九号）別表第一第一十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用